

能 監 収 第 1 4 2 号

平成20年9月25日

能代市長 齊 藤 滋 宣 殿

能代市監査委員 布 川 隆 治

能代市監査委員 松 谷 福 三

健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出する。

平成１９年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

１ 審査の対象

平成１９年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

２ 審査の期間

平成２０年７月２９日から平成２０年９月１０日まで

３ 審査の方法

審査は、市長から提出された平成１９年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：％)

健全化判断比率	平成１９年度決算		早期健全化基準
		備考	
①実質赤字比率	－	△２．３９	１２．７６
②連結実質赤字比率	－	△５．０５	１７．７６
③実質公債費比率	１７．２		２５．０
④将来負担比率	１００．３		３５０．０

※①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は発生していないが、備考欄に計算上の比率を記載している。

平成１９年度決算に基づく資金不足比率審査意見

１ 審査の対象

次の各公営企業会計における平成１９年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 水道事業会計
- ・ 簡易水道事業特別会計
- ・ 下水道事業特別会計
- ・ 農業集落排水事業特別会計
- ・ 浄化槽整備事業特別会計

２ 審査の期間

平成２０年７月２９日から平成２０年９月１０日まで

３ 審査の方法

審査は、市長から提出された各公営企業会計の平成１９年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４ 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：％)

会 計 名	平成１９年度決算		経営健全化基準
	資金不足比率	備 考	
①水道事業会計	－	△ 38.7	20.0
②簡易水道事業特別会計	－	△ 0.009	
③下水道事業特別会計	－	△ 3.4	
④農業集落排水事業特別会計	－	△ 9.1	
⑤浄化槽整備事業特別会計	－	△ 0.6	

※各公営企業会計とも、資金不足比率は発生していないが、備考欄に計算上の比率を記載している。